

第十八部

(二七九)

第二回 参議院決算委員会會議録第十八号

昭和二十三年六月四日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○中小企業廳設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十一年度歳入歳内総決算(内閣提出)

○昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算(内閣提出)

○特殊財産資金歳入歳出決算(内閣提出)

(大蔵省所管)

午前十四時四十七分

○委員長(下條康重) 只今から決算委員会を開きます。速記を止めて頂きます。

〔速記中止〕

○委員長(下條康重) それでは速記を始めます。

只今から中小企業廳設置法案を議題にいたします。すでに質疑が終つておりますから直ちに討論に入ります。御意見のある方はお述べを願います。

○山下義信 本日は本法案に對しまして次の修正の動議を提出いたします。修正の点は五点でございます。

以下修正案並びに理由を簡単に申し上げます。

第一点は第三條第一項第二号を次のように改める。『中小企業者の申請に基いてその経営状況を審査し、必要な指示をし、その發展に協力すること。』理由、原案の「調査及び診断」は、官吏が権力を以て業者を強制する印象を與える字句につき、これを「審査」と改め

「必要な指示をすること」は業者の「發展に協力すること」を目的とすることを明らかにする。『協力』の語句には「拘束しない」意味を持つてゐる。修正案は原案の内容を少しも失わしめることなくして、これをよりよき表現に改めるものである。

修正の第二点は、第三條第二項を次のように改めようとするものであります。『中小企業者は中小企業に關係ある問題又は國會に提出される政府議案につき予め意見を述べられ、また意見を提出することができる。』理由を簡単に申し上げます。中小企業に關係ある經濟問題の調査研究は、第三條全般に亘つて當然行い得ることであり、特に明文を要しません。又經濟問題と限定せずして、『中小企業に關係ある問題』、例えば労働問題、社會問題等につきましても、意見発言の機会を與えようとするものであります。國會に提出される議案を「國會に提出される政府議案」としましたのは、國會に提出される議案には、議員提出の議案もありま

から、これを省くためであります。『予め意見を述べられ』と加えましたのは、政府の行政措置及び議案を國會提出の事前発言の機会を與えようとするものであります。

修正の第三点は、第四條中「指導局」とありまゝのものを「協力局」と改めようとするものであります。理由は、戦時中に「指導」という命令的指導を嫌惡いたしました國民の感情を考慮したものであります。

修正の第四点は、第五條第一項を次のように改めようとするものであります。『中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に百人以内の職員を置く。』理由は、定員を法律で定め、機構の龐大化と冗員の設置を防止しようとするためであります。

修正の第五点は、第五條第二項を次のように改めようとするものであります。『前項職員の中、少くとも三分の一は、中小企業に關し學識経験ある者の中から、これを命ずる。』理由は、原案の「二部」では不明でありまして、少なくとも三分の一は民間の経験者を採用すべき輿論の希望を容れたものでございまして、何卒御賛成を賜わりとう存じます。

○本田健兒 社會党としては、只今の修正案に賛成いたします。尙この際一言申し上げて置きたいことは、最近國家行政組織法案が提案されておりますが、これは單に基本的なものでありまして、その全貌は明らかに示されてゐないものであります。そうした際、この中小企業廳設置法案を初めとして、各種の新官廳組織法案が次々と踵を接して現れておるのであります。それ等の各法案について、何らの統一も順序もなく審議しなければならぬといふことは、甚だ遺憾であると思つております。私は、他日それらの各種の官廳法案は、一括して審議することが然るべきであると思つております。又中小企業廳設置法案につきましても、先頃小委員会が相當議

論のあつたといふことは皆様も御承知の通りであります。この際我が社會党といひましては、現下の中小企業振興の重要性に鑑みまして、特に本案成立のために賛成するものであるといふことを附加して申し上げておきたいと思つております。

○西山龜七 中小工業の振興は、過去の実例よりいたしまして、日本再建の中核をなすものでありまして、これが育成發展には、商工省におきまして、積極的且つ強力な施策を講じて、業界不振の根源を是正すべきが、商工省本来の使命でないかと思つております。従つて私は現下業界の窮乏の打開と、その強い要望を充すべく、企業振興を図り得る内容を備えた組織を切望するものであります。然るに本法案の内容を検討いたしますと、業界の強い要望を充し得るものでなく、この程度のものであれば、外局の廳とするだけの價值なく、省内の行政整理によりまして、十分なし得るものと信ずるものであります。特に現在にはあらゆる方面の行政整理を断行して、窮乏せる國情を打開せんとする時に、政府においては行政整理に關連いたしまして、眞に中小企業發展を期し、経営の健全化に必要な諸條件を實行し得る制度と組織を以て、法案の再提出を要するものでありまして、私はこの法案に對しましては、反對するものであります。

○委員長(下條康重) 外に御発言ございませぬでしょうか。

○委員(多数意見者署名) 向、本會議における委員長報告は、委員長にお任

○委員(多数意見者署名) 向、本會議における委員長報告は、委員長にお任

○小川友三 只今の山下委員の修正案と、この修正せられたところの原案に對しまして、中小企業者を擁護する点において賛成いたします。

○竹中七郎 民主党といひまして一言いたします。中小企業廳の設置に對しましては、いろいろ批判はありま

○委員(多数意見者署名) 向、本會議における委員長報告は、委員長にお任

○委員(多数意見者署名) 向、本會議における委員長報告は、委員長にお任

せを願いたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康重) 御異議ないことを認めます。それでは昨日に引続きまして、昭和二十一年度歳入歳出決算、大蔵省の残り、昨日主税局長に対する御質疑の答弁が読まれております。それから特殊物件の説明もまだできておりません。それから特別会計の分はまだ残っております。これらにつきまして引続き御質疑をお願いいたします。私は本会議の方へ参りますから、委員長の席を山下理事に譲ります。

〔委員長退席、理事山下義信君委員長席に着く〕

○理事(山下義信) 委員長の代理をいたします。

○説明員(忠佐市曹) 主税局監理第一課長です。主税局長が只今非常にお忙がしい御用務で、外の方へお出でになつておられますので、一應昨日深川委員から御質問がありました点につきまして、概要お答えを申し上げます。尙補足いたすべき点につきましては、主税局長のお見えの際、更に御質疑をお願いできまして好都合と存じます。質問の要旨をよそから承りましたので、多少十分でない点がございますかも知れませんが、第一の問題は、税務職員待遇問題につきまして、お話がありましたことと承りました。この点につきましては、非常に御理解ある態度を以ちまして、税務官吏の待遇をお考え下さいますことは、私共非常に敬服いたします。且つ感謝いたします次第でございます。現在の税務職員の待遇は、御承知の通り十分でございます。従来

の議會、それから最近國會が開かれたりして、常々御理解ある態度を以て臨んで下すつておりますこととでございますが、特に昨年以来、この待遇問題が非常に問題になつておりました。いろいろの対策を講じましたが、その一つとしていたしましては、税務職員に対してだけ、特別に税務の調査、或いは検査、滞納の整理等に從事いたした場合には、特別の手当を支給するというような、前例のない措置を講じて頂きましたのでございます。その他今同様にしようとしたしております官吏の給与につきましては、税務官吏に特別な職階を設けて、一般の官吏と特段な待遇を與えるというようなことを着々進行中でございます。この点につきましては、警察関係の官吏と税務関係の官吏と、その特別職階の点につきまして、少くとも差異のない待遇を與えられるものであることを私共只今確信いたしております次第でございます。職階につきまして、特別職階を施行いたしまして、從來不十分であつた待遇を改善する点以外に、執務の面におきまして税務官吏の應給施設等、万般につきまして、相当改善をいたしまして、税務職員が私生活のみならず、執務の際におけるいろいろな関係につきましても、予算の許す限り、できるだけ改善いたして参りたい。かような考えを持つて進んでおります。尙、御質問の際には、待遇改善その他に關連いたしまして、爭議につきましても御見解が被覆されたことと承つておりますが、御承知のように、税務職員は、非現業の官吏でございますので、爭議は一應禁止されておることになつております。但し爭議行為であるのか、

爭議行為でないのかという点に關しては、問題が起ります場合におきましては、爭議類似の行為が或いは行われる可能性はあると考えられます。そういう場合におきましては、納税者側が非常に迷惑でありますし、それから少くとも現在或いは近い将来における財政收支の面における租税の重要性を考えると、國庫に至大の支障を及ぼすといふことは、これは言うまでもないこととでございます。この方面につきましては、十分対策を必要とすると考えておる次第でございますが、まだ具体的にこれを外部に表わすような方策をいたしましては、これから早急に実現するように努力するというような段階でございます。それでは、この待遇の点と並行いたしますのは、納税者の財産上の利害に、非常に重要な関係のある税務官吏といたしまして、十分の素養を持ち、經驗を持つという、その質的な面の向上の点にあると思ひます。それで、その質的な面の向上と、待遇改善その他の面がマツチいたしまして、実現いたさせました場合には、執務体制が相当改善いたされまして、只今のようないくつかの問題が自然的に解消するものというような考えを持つております。

それからその次の問題といたしましては、納税成績を挙げるために、集金の制度を設けてはどうかという意味の御質疑であつたと存じますが、昨年納税組合に対する補助金を廃止することと、それから納税組合の預金に対する免税を廃止することにつきまして、納税施設法の改正が行われたのでございまして、自然発生的に納税組合が依然存続しております。この納税組合

に、自発的納税のために、貯蓄或いは取極め納税というふうなことをいたして頂きますので、大いに税務官廳にいたしましては、期待いたしておる次第でございます。特に本年一月乃至三月、四月頃の納税の状況に顧みまして、本年は、各納税者の人々が、常々納税資金を蓄積して頂くというにつつきまして、この納税組合の制度を活用して頂くようお願いしたいというふうなつもりでございます。税務職員をして税金を集金させるという制度につきましては、現金の保管、管理の点その他につきまして、相当研究を要する問題でございますので、これを早急に実現するということにつきましては、多少難点があるように考えております。次に申告納税の成績はどうかという点につきまして御質疑があつたと承つておりますが、昨年は御承知のように六月に行われました第一回の申告の成績は、非常に不成績であつたといふことを申し上げざるを得ない状況でございます。その後確定申告に相当期待を掛けまして、宣傳その他税法の説明等に十分努力をいたすつもりでございますが、確定申告の数字にはさして期待する程度の成績は挙つておりません。従いまして大多数の納税者につきまして、更正決定というふうな政府決定の形を取らざるを得ない状況に立ち至りましたのでございまして、この昨年度の苦い経験に鑑みまして、昭和二十三年分につきましては、相当申告の面に重点を置いて、納税者と共に健全財政を打立てることにございまして、一段の努力をいたしたい、まあかような構想の下に只今準備をいたしております。成るべく納税者の良心的な申告によりまして大部分の申告納税が行われる、それによりまして相当の税額が、成べく早急に國庫に收納いたされまして、健全財政の趣旨が、年間を通じてばかりでなく、時期的にも適合するようになりたしたいと、まあかような考えでございます。尙、参議院並びに衆議院を中核とする租税完納運動本部におきまして御協力を願ひまして、本年七月に行われます第一回の予定申告につきましては、納税者の十分なる御理解の下に、申告納税の趣旨を十分に挙げ得るような施策を講ずるようになりたしたいと、まあ考えておる次第でございます。

尙、次に現在の租税負担は、相当重いものであるが、これが軽減についての御質疑がございましたと承つておりますが、間もなく國會に税制の改正に關する法律案が提案される段階に立至つておりますので、その要点につきましては、所得税におきまして基礎控除、それから扶養控除を相当大幅に引上げますと共に、税率を引下げまして、相當の負担軽減を図る。特に俸給等によつて生活をいたしております給與所得者につきましては、給與所得の特別控除という控除を相当大幅に引上げまして、更に負担の軽減を図る。まあ、かような考えで準備を進めております。内容につきましては、その一、二の点を申し上げますと、先般開かれた税制調査懇談会に提案いたした案によりまして、所得金額が年額十萬円の俸給生活者につきましては、現在の税額は年額三萬二千円を超えておりますが、改正案によりまして、昭和二十三年分で一万四千円ということにいたしております。それから營業そ

和二十三年分で一万四千円ということにいたしております。それから營業子

未了で遅延しておるといつたような問題、或いは補助超過を來しておつて、未だ返納に至つていない点があるという点を御指摘になつておりますが、その一つは実はこの戦時中の建物疎開、人員疎開、或いは防空壕の空掘り、等の防空土木事業の補助費が精算未了の問題でございます。これにつきましては、御指摘の点は御尤もでございます。て、鋭意その精算を促進させるようになつて、努力いたして行くつもりでございます。

す。実はこれが事情と申しますのは、いろいろの事情もございますけれど、やはり終戦當時のいろいろの混乱、或いは関係書類の焼失等がその原因をなしておりますのと、尙これに関係いたしております職員、或いは経費等が十分でなかつたという点もございますので、その間の事情は悪しからず御了承を願いたいと存するのであります。それから尙もう一点は補助超過を來たして、未だ返納に至つていないもののが

あるという中に、実は区画整理、区域外の疎開跡の賃借費の補助が超過いたしておりまして、これは東京都関係でございますが、その返納ができていないという点でございます。これは御指摘になりました通りに、手続をとりまして、すでに本年の三月十九日に東京都から御指摘通りの現金を國庫に返納する措置を完了いたしましたので、この点も御了承願いたいと存じます。

○理事(山下善信君)　ちよつと私から今の御説明の中から聴き洩らしました

から伺うのですが、代金を地方廳に納めさせて、それからいろいろ経費を差引いて國庫に納入させるようになされたのは、何年の何月からになりますか。

○政府委員(兼江藤一君) 二十二年の五月からでございます。

○理事(山下義信君) 向いゆる狭義の特種物件を地方公共団体がいろいろ譲り渡したと言いますか、拂下げと言いますか、になつて持つておりますものは、有償が原則でございます。何かそれにつきましの規定は、どういふ規定が根拠でございますか。

○政府委員(兼江藤一君) その点はちよつと補足して頂きたいと思ひます。特殊物件の拂下げは原則として拂下げ当時の公定価格を基準とする有償拂下げといふことになつておりますが、例外といひまして無償処分を認められておる場合がございます。それは昭和二十一年の勅令第六百二十三号と、これに基づきます内務省告示第二百六十三号に指示されておるのであります。その第一点は貧困者救済用の被服、寝具その他の生活必需品及び食糧、医薬品類、公用又は公益事業に供するために特に必要と認めて配付する場合といふのが大体でございます。それから第二点は連合軍最高司令部の日本政府に対する覚書に基づき貧民救済用に備蓄することを命ぜられた救済用の乾パン、罐詰、被服及び医薬品、第三点いたしました一般関係官廳に保管轉換する場合でございます。第四点といひまして、進駐軍設置資材に充当する場合、これが無償で処分されるという條件となつております。

○理事(山下義信君) この規定はあとで調べてみたいと思ひますが、この機会にここで伺ひますが、例えば貧民救済の病院に拂下げた備蓄用の建物というよりなものは該当事項がありますか。

○説明員(植田俊雄君) 私は内務省時代から引継ぎまして、特殊物件をやつておりました。只今建設院の総務局総務課長兼特殊物件課長をやつております。建物につきましては、引受けましますのは内務省でありまして、拂下げについては府縣知事でございますが、府縣知事が処理しましたあと、これは國有財産法の國有財産でありますので、すべて大蔵省に移管いたしております。只今御質問の点につきましては大蔵省の方の主管でございます。

○小川友三君 只今の御説明につきましてお尋ねしたいと思ひます。地方で放出した物資で、公定価格に見積つてのくらのものが無償で放出されていくかといふことを御報告願ひたいと思ひます。それから今の勅令第六百二十三号と内務省告示第二百六十三号ですが、貧困者を救済しようと思はれたことではあります。ここにトラックが三十三台、派山のトラックが拂下げられておりますが、これは無償で、金を取つていない。併し政府の方では三十三台で僅かに金額は八万八千七百六十円といふと、タイヤ四本で八万四千もしますが、そのくらの価格で自動車三十三台拂下げたに納入すべきと認められて、或いは拂うという意味であります。これは誠に不穩当でありまして、自動車は一体一台どのくらいに政府は見積られたのであるかといふことを御発表願ひたい。それから薪炭を供出する、増産用に政府はこの勅令、内務省令によつて、國民の公僕である政府が國民に無償で品物を送るだけの命令をどこで受け取るのか、その点に對して明確なる御答弁を願ひたいと思つております。各府縣で放出しました

物は、農民は勿論只で買つていない筈です。勿論適正に近いところの料金を取られてゐるのであります。その金は先程説明員がおつしやつた通り地方廳が財政難で困窮しているからその金を融通してもよいといふような工合の含みを持つておやりになつたようにも聞えたのであります。その点について説明員の説明の第一点は、特殊物件財産の無償は、地方財政が困窮しておつたからといふ含みを持つておつたものであります。それは含みを持つたものか、どうかといふことを特に御答弁願ひたいのであります。

それから話は違ひますが、この放出物資は各府縣に或る程度まで出せるという條項が勅令第六百二十三号、内務省告示第二百六十三号にある。これは卑近な例を申上げるようでありまして、特に委員長のお許しを得まして申上げます。埼玉縣でも放出物資が非常に多いのであります。西村放出物資、懸退物資といつて問題になつておりますが、國民は非常な迷惑をしております。その点につきまして、どのくらいものを勅令以外に、或いは内務省の告示以外に出してあるかといふことを御報告願ひたいと思ひます。

○説明員(植田俊雄君) 只今の御質問の第一点の無償の数量がどれだけあつたかといふ問題でございますが、無償として一般の國民に放出しているか、引渡してよいものは、只今説明いたしました勅令第六百二十三号の運用以外には全然ないのでございます。この数量でございますが、只今整理いたしたものがございまして、これは連合軍に提出いたしますために、実は昨年の九月三十日現在で連合軍からどれだ

けの数量が出ておつたか、又終戦直後に連合軍から直接放出されたもので、日本政府が確認したものがどれだけの数量があるかといふ資料を各府縣から徴しまして、只今の資料を作つておるのでございます。只今大体できておりますので、持つて参りますれば、乾パンは幾ら無償で渡したといふようなことも説明できるのでございます。只今まだまだ纏まつたものができておりませんが、持つて参りませんが、したが、これは後刻説明する機会がございまして、御説明申上げたいと存じます。

○理事(山下義信君) その資料はいつ頃でございますか。

○説明員(植田俊雄君) もう直ぐできると思ひます。今纏めております。

○理事(山下義信君) 何日くらい……

○説明員(植田俊雄君) 明日にでもできま。

○理事(山下義信君) その資料ができました時には提出を願ひます。向その際にその勅令並びに内務省の規則が簡單なものでしたら抜萃して提出頂きたいと思ひます。

○説明員(植田俊雄君) 承知いたしました。無償で府縣に自動車等を渡しておる、こういう問題でございますが、これは無償で渡したといふのは、無償貸付でこれをしておりますならば、勅令の六百二十三号の関係で問題でないのでございますが、府縣の手違ひで無償拂下げという手続をしてしまつておるものでございます。この点は多少中央の方でも手違ひがあつたのでございまして、特殊物件放出の方針を決めました特殊物件処分大綱におきまして、初めは特殊物件は公共用は無償で使用

してもよいといふような字句が現われておつたのでございます。その頭で府縣廳の者が処理しております中に、勅令の六百二十三号が二十一年の十一月に決まりました。これでは公共用で使用するものは無償と認めないけれども、無償貸付を認める、こういうふうな切替つたのでございます。この点が府縣廳にも徹底いたしませんために、無償で拂下げの手続をやつた府縣が若干御指摘になつた通りあるのでございます。狭義の正式返還の特殊物件の返還につきましては、絶対に公共用と雖も無償で拂下げすべきものではございませんので、これにつきましては、できるだけ早い機会に國庫に納入せしめたいと、かように、考へております。第三点の薪炭貯蔵等無償貸付は有償で配分せられた問題でございますが、これは主として、被服、織維品に多いと考へるのであります。被服、織維の配分はこれは特殊物件の中では一番重要な問題でありまして、終戦直後、戦災地等が多ございまして、越冬用の被服等が足りないといふので、これはできるだけ早く、又できるだけ全國に公平に分けねばならぬといふので、各府縣で受取りますと殆んど時を同じくしまして、中央政府から各府縣に通知を出しまして、各府縣間の交流を行はせたのであります。これがこの特殊物件事務が始まりました。直ぐやつたのでございまして、その後二十年の三月になりました。引揚用の被服を各引揚地に備蓄しなければならぬ、こういう問題が起りました。この交流計画がうまく参らないといふことになりましたので、二十一年三月以降はこれを引揚用の方に切替えました。そうし

うようなものは該当事項があります
対して明確なる御答弁を願いたいと思
つております。各府縣で放出しました
の九月三十日現在で連合軍からどれだ
した特殊物件処分大綱におきまして、
初めは特殊物件は公共用は無償で使用
を引揚用の方に切替えました。そうし
ましたので、二十一年三月以降はこれ

て中央政府から指定しました物資の残
つたものは、地方官限りで処理しても
よろしいという方針を立てたのでござ
います。こういふふうに地方官限りで
処理してよろしいという物資につきま
しては、これは無論無償で配給してい
けないのでありまして、ただ配分の
決定を地方官に委したわけではござ
います。地方官といふことは、こ
れは各縣にありまして、この特殊物件
処理委員会というものに付議いたしま
して、配給方針を決めたのでございま
す。只今お話になりましたような新炭
供出用の被服類のこときものは、地方
長官限りの配分と考えられるのでござ
います。

尙閣下として申し上げますが、埼玉
縣の放出物件が多いという問題でござ
います。この今まで説明いたしまし
したところ、いわゆる放出物件も、
埼玉縣には割合に多かつたというふう
に私共解釈いたしております。これは
そういつた品物の中心地でありました
東京に近かつた関係、又疎開しておつ
たものが多く関係で、埼玉縣に多かつ
たろうというところは推察できるのであ
りますが、その中全部が必ずしも回収
されたわけではございません。又只今
世間でたま／＼新聞等にも出ます放出
という言葉は、恐らく正規に特殊物件
になつたものを一般に拂下げた、或
いは分配した、この方の問題であらう
と思つてございます。この点は先程
申しました二十一年度の三月までは地
方の府縣間の交流をいたしまして、二
十一年の三月以降は各府縣知事の自由
裁量の配分を認めたのでございます
が、この期間内におきまして、各府縣
毎に残高に多少の差がございました。

その結果から申しますと、埼玉縣の自
由裁量による配分を認められた数量
が、埼玉縣では他の府縣に比べて多か
つたということが申せるのでございま
す。この分が或いは最近新聞等で出て
おる問題じゃないかと考えておりま
す。

尙この被服の配分の問題につきまし
ては、只今申しました以外に、又二十
一年の十二月になりまして別の措置を
とり又それが三月になりましてその方
針を変更する、これは関係筋の要望も
ございまして、多少変更されたのでご
ざいます。何分にも品目、種類、数量
の非常に違ひました各府縣間の交流と
いふものを完全にやり切れなかつたの
でございます。埼玉縣では自由裁量に
充てられた分が若干多かつたというこ
とは言えるのじやないかと考えており
ます。

自動車につきましては、特に専門家を
を依頼しまして價格査定委員会を各府
縣に設けまして、この査定委員会が決
定しました價格で以て自動車の拂下げ
をしたのでございます。御指摘になり
ました自動車の價格も非常に安いよう
でございまして、当時の中古自動車乃
至大修繕を要する自動車の標準價格に
よつたというふうに御了承願いたいと
存じます。

次に放出物件の代金を地方官で運用
しまして、財政の都合で入らないんじ
やないかという点でございまして、先
程政府委員から説明申し上げましたの
は、放出物件なり特殊物件なりを無償
で府縣に拂下げたような恰好になつて
おるものがあるという問題について申
上げたのでございまして、この放出物件
につきましては、地方官で一旦代金を
集めまして、その中、会計検査院の方
で御指摘になりました直接、間接費を
差引いた残額は國庫に納めるといふこ
とになつておるのでございまして、この
点は、この放出物件の代金につきまし
ては、全國殆んど終了いたしております
が、その他にまだ放出物件の代金でも
若干出て参るのでございまして、これ
は又別口で整理せしめて、これは
会計検査院で御指摘になりました直接
費、間接費という觀念を離れまして、
ただその放出物件を発見し処理する費
用の本當の費だけを府縣に取ります
して、他は國庫に納入せしめておりま
す。

十分なつておらない。中には証憑書類
を紛失して非常に検査に支障を來たし
ておるといふようなことに書いてあり
ますが、この点はすでに精算ができて
おられるのかどうか。同時に喪失され
たような証憑書類その他に対しては十
分捜査もし、又その面に當つた責任者
が責任の辯護を明らかにしておるかど
うか。事柄も國の財政を貽する点から
行きて、その点官紀肅正の上から
いつても所轄官廳の責任を十分に明ら
かにして頂きたいと思ひます。この点
について御答弁願ひます。

○説明員(大藏省公署) 御質問にお答
えいたします。第一点の終戦処理費の
工事費の支拂が概算拂の形で工事が行
われたために、精算が遅れて、支拂が
従つて延びておるといふ問題でござ
います。この点は昨日もちよつと触れ
ましたが、御指摘の通りであります
が、検査院においても幾多の事例につ
き御指摘があつたのであります。御承
知のようにこの二十一年度の工事費と
いたしましては、終戦直後でもござい
まして、我々としてもその面に新たに
當つて、なか／＼見直しも付きかねた、
又種々な連合軍側からする要請も時間
的に急を要して完成をする或いは着手
をするという事情もございまして、入
札の方法によつて工事を進めること
ができなかつたために、概算契約の形
で工事に着手し、工事が完成したあと
において精算を了すということも止む
を得ない事情にありましたことは御承
知の通りでございます。御指摘の通り
に、そうした結果、精算がまだ終了し
ないという問題であります。この点
につきましては本年に入りまして、特
に精算促進班というやうなものを設け

て、可及的短期間に精算を完了した
い、こつち努力をいたしました結
果、最近におきましては、次の數縣を
除きましては大体案件を解決したとい
う状況になつております。即ちまだ残
つております地方としましては北海
道、宮城縣、大阪、廣島、福岡の五府
縣と、東京、神奈川、この両地方でござ
います。これらの地方につきまして
も速かにその精算を完了したい、折角
努力しております。御了承願ひたいと
思ひます。

次に、会計経理が著しく不良であつ
て、殊に書類の亡失等甚だ遺憾な点が
あるという点でございまして、この点
も検査院御指摘の通りでございまし
て、私共著しく経理の面に當るものと
いたしましては誠に恐縮いたしておる
次第でございまして、特に問題となり
ましたのは、終戦連絡中央事務局にお
いて問題がございまして、これは昭和二
十年九月から二十一年十一月に至る間
に、日銀立替金で支弁した八億八千五
百万円余、及び同年十一月から二十二
年四月に至る間に支出した十二億三千
四百万円余に關しては、その支拂の
計算、証明、証憑書類の整備その他
計経理は著しく不良である、こつち
検査院の御指摘でございまして、この点
につきましては、私共も当時の事情と
して特に御了承願ひたいのは、先程も
申しましたやうな、特殊な業務を新らし
く担当して、而も少数な人員を以て、
量的にも多くの仕事をいたしたといふ
やうな關係もございまして、思うに任
せなかつた点もあつたのでございま
す。併し結果において検査院御指摘の
やうな不備を露呈したといふことは誠
に申訳ない次第でございまして、その

後、鋭意その後の処理に努力いたし、最近においては計算、証明或いは証拠書類の整備等におきまして、その後の整備が相当進捗いたしまして、検査院御指摘のこの当時よりはずつと改善されてはおりますが、併しまだ多少未整理の分も残つておる状況になつておるのであります。当時のものに対する処置という点につきましては誠に私共恐縮いたしておりますので、十分戒飭の処置は講じた次第ではございますが、この点当時の特殊な事情につきましても何とぞ御了承頂きたいと思ひます。未整理の点につきましても折角奇麗に速かに整備発表したいと努力しておる次第でございます。

○理事(山下義信) 責任者を明らかにしたいという千田委員の質疑に対する御答弁がありせんから、これは後廻しにしまして、只今特殊事項に関連しての審議をいたしておるのでありますが、この際会計検査院当局からの特殊物件に対する説明がございします。

○金計検査院事務局長(栗谷傳次郎君) 特殊物件の会計検査報告につきましても概略を御説明いたしたいと思ひます。特殊物件は國が連合軍から正式に返還を受けた旧陸海軍の軍需品これを狭義の特殊物件といたしておるのでありますが、終戦直後に旧陸海軍が保有資材を緊急に出しましたものを御承知のごとく放出物件と称しておるのであります。この狭義の特殊物件、先程から政府当局から御説明がいろいろあつたので御了承と存じますが狭義の特殊物件の処分、これが無償でできるかどうかという問題でございますが、凡そ物件、國の財産というものは無償で処分ができないことになつておるの

であります。これは物件でありますから物品会計規則から見まして無償ではできないことになつておるのであります。ただこの特殊物件につきましては、先程御説明のありましたごとく、二十年の勅令六百三十三号によりまして特例が定められておるのであります。こういう場合には無償に譲渡してもよろしい。即ち生活必需品等を、生活困難、或いは貧困者にやる場合には、無償で譲渡してもよろしいということになつておるのであります。その他の場合においては無償譲渡は認められておらないのであります。尚この廢兵器でございますが、廢兵器は先程ちよつと御説明がありましたが、一民間團體であるところの兵器処理委員会に一括して賣却して貰うのであります。検査院として本措置は當を得ないものと考えておるのであります。後程御説明いたしたいと存じます。この放出物件につきましては、これは実は放出物件といひ、或いは特殊物件と申しまして、終戦直後の非常に混乱いたしておりました情勢下の処分でありまして、いろいろと事情の諒とすべきものが多々あると存じておりますが、併しこの特殊物件、放出物件と申ししても御承知のごとく軍需品である。その軍需品は如何にしてできておるか考えますと、申すまでもなく國民の血税の一滴一滴が集つて結晶したのがこの軍需品である。特殊物件或いは放出物件であるのであります。只今申しましたように終戦直後非常にごた／＼しており、而も多量の仕事を短期間に成し遂げなければならぬというようなことで、昨日も申上げましたが、どうも仕事が先で、経理の方といひますか、整理の方

は後廻しのようになり勝ちなのであります。即ち各府縣その他につきまして、特殊物件なり放出物件を検査いたしまして、物品そのものが整理が思ひ足りないものがありますし、物品を処分いたしまして、現金で収入いたしましたも、その取扱が面白くない場合によれば物品を無償で出しておる、或いは収入金でありますと、それを自由によつての面に使用しておられる、それから物件を賣りましたも、その調定が非常に遅れておる、調定をいたしまして、収入行爲は非常に遅れておる、それから収入をいたしまして、今度ば会計検査院への書類の提出、証明というものが甚だしく遅れておるというやうなものが、相當に沢山にあるのであります。特殊物件の歳入におきまして、さういふ意味合いを以ちまして、九千八百万円、約一億円というものが未確認、検査がまだ終ることができないということになつて、未確認の整理をいたした次第であります。特殊物件に關します検査も各都道府縣に亘つておりますので、全部突は行き渡つていない雖も検査上あるものであります。昨年度検査をいたした結果、この検査報告に掲げましたものが、総計二十三件に上つておるのであります。その二十三件の中、八件が、検査報告で申しますと、三十一頁以下にございしますが、各府縣におきまして無償で整理しておる、これは有償にしなければならぬというやうに考えておるのであります。かような事件が福岡縣以下八件ございしますが、大体におかれまして、会計検査院の意見通りに是正しておられるのであります。即ち歳入に取るといふ段階に至つ

ておるのであります。ただ先程も御質問がございましたが、價格であります。價格は如何にも現在から見れば非常に安いのであります。これは拂下げ當時の爲によつて拂下げるといふことでございします。自然現在から見まして、或いは当時の普通一般の取引相場から見ると、非常に安いのであります。これは只今申しましたやうに、賣拂い當時の公定價格によつたといふやうなわけでありまして、向各府縣で賣拂つて収入金を手許に持つておるのであります。それを國に納めないうで、或いはそれに從事しました者に手当として支給したり、或いは慰勞金にこれを使用したり、若しくは地方費に流用したり、又は他に融通するとか、若しくは寄附をするとかといふやうなことをいたしまして、会計検査院でよろしくないと指摘したものであります。四十六頁以下に掲げてございします。それが十件ございします。先程ちよつと触れておきました。賣拂いいたしても、その徴収事務が進んでいないといふことでございします。検査報告の四十二頁に掲げてございしますが、大体当初は内務省關係の特殊物件では、収入の見込を大体四十億と掲げて推定されておつたのであります。ところが、二十年度、二十一年度におきまして徴収を決定されましたのは、大体十五億でありまして、この十五億に對しまして、實際に金を取立てられたといふものは十一億でありまして、残りの三億六千四百万円といふものは収入未済になつておるのであります。この点調定に對して収入が少くない、沢山の収入未済があるという点につきましては、適當な措置が講ぜられ

なかつたものと、会計検査院は考えておるやうな次第であります。尚四十億と予定されましたものの大体は、処分が完了せられておるのに拘わらず、調定は十五億に止まつておるといふ点も、調定行爲そのものが遅かつた、全部ではございませんが、遅かつたといふふうに見ておるのであります。尚、先程政府委員から御説明がありました。が、鉄鋼類とか、鐵類、こいつたやうなものは特別に扱われまして、鐵鋼類とか非鉄金屬類或いは皮革類、鐵維類、鐵鋼販賣株式會社とか或いは日本金屬、皮革統制組合といふやうなものに賣拂つておるのであります。が、この賣拂いが、すべてこれ終戦當時の爲によつて、特に非常に安い價格で賣拂われたといふことになつておりました。他の物とは非常に取扱いが違つておるやうな。即ち拂下げといひます。賣拂い當時の爲の價格にはやらないで、終戦當時の爲によつたといふことで、例えば電氣鋼について申しますと、終戦當時の公定價格はトシ八千四百であつたものが、二十年の十月一年の三月になりますと一萬七千円になりまして、二十一年五月には二萬八千円といふふうに跳ね上つておるのであります。が、すべて終戦當時の爲で拂下げされました。その拂下げたものを第一次納金として納めさせて、あとのものはその價格の操作安定資金に一部分を充當いたしまして、その額は、この検査報告を作ります當時におきましては、約八億円と想定されておつたのであります。それを價格安定資金として各會社に留置せしめ、尚、各會社でいろいろと諸雜費が掛かつておりますもの

で処分ができないことになつておるの
先で、經理の方といひますか、整理の
す。即ち歳入に取るといふ段階に至つ
つきました。適当な措置が講ぜられ
い、赤山の収入未済があるといふ点に
社に留置せしめ、尚、各会社でいろ
いろと諸難費が掛かつておりますもの

を差引まして、各統制会社が買拂い
ました價格から、政府に納めず第一
大納金、價格安定資金及び諸難費を差
引いて残りますと、更に第二次納金と
して國庫に納入せよといふことにな
つておるのであります。會計検査
院といひましては、わざ／＼終戦當
時の面によるといふことは面白くない
、よろしくない、すべて拂下げ當時
の買拂い價格によるべきものであつ
て、若し價格の安定の操作が必要であ
るならば、それは別途に國會の承認を
經て安定資金の支出をして、その安定
資金といふものを作るべきである、か
ように考へておるのであります。一
般の場合の價格平衡資金といふものと
全然違ふ、全然違ふといひますか、目
的は一つであります、全然違ふので
あります。一般の價格平衡資金といふ
ものは、民間が持つておるものにつ
きまして、あとの價格操作で上つたり下
つたりした時分の操作として、その時
も價格差益の一部分を民間の人に持た
せるといふのであります、このものは
國家の物を賣るときに値段の問題で
あります、賣るときに値段をわざ／＼
わざ／＼安し終戦當時の値段で賣るとい
ふ手はないのであります、賣るときは
必ずその當時の値段で行くといふこと
はこれは當然の行き方でありまして、
政府の弁明で見ますと、各省が協議を
してやつたからといふような、責任を
以て各省が協議の上でかような安定資
金を作つたといふふうに説明しておい
でになるようでありまして、各省が
協議をせよといふべきものではないの
であります、非常な大きな金額に上
るものでありますから、國會の協賛

午後一時三十分休憩

午後一時五十分開會
○委員長(下條重實) 決算委員會を
開きます。休憩前に続きまして大蔵省
所管の關係の審議を進めます。
○會計検査院事務局長(東谷傳次郎) 午
前中特殊物件につきまして御説明
をいたしたのであります、廢兵器
その他につきまして説明が終つてお
なかつたのでありますので、先ず廢
兵器から、兵器の処分といふこと
につきまして御説明をいたしたいと思
います。兵器の処理につきましては、内
務省におきまして、昭和二十一年五月
に契約いたされて、一民間團體である
日鉄、日本鋼管、古河電氣、扶桑金
屬工業、神戸製鋼所の五社であります
が、この兵器處理委員會と兵器拂下
げ契約を締結されまして、連合軍から
返還された廢兵器類を同委員會に
一括して買拂いをなさつたのでありま
すが、無論當時の事情によることで
はあります、買拂いにつきまして
は、數量も決まらなかつた、價格も決定
はできないといふので、そのままでそ
の數量の決定はすべて拂受人であるこ
ころの兵器處理委員會に一任しました

し、價格も又委員會の收支の計算を見
た上決定するといふふうになつて
おるのでございまして、終戦後の兵器
處理の特殊性はあつたといひまして
も、かような包括的な買拂いといふも
のは妥當でないと思はれるのでありま
す。拂下げを受けた兵器處理委員
會對しましては、會計検査院は直接
に検査の権限がございせんので、そ
の委員會がどのような兵器をどのよう
に処分をして、その收支が如何ように
なつておるかといふことの、詳しいこ
とを知ることはできないのであります
が、内務省と共に、或いは内務省を
通じまして、調査いたしましたところ
によりますと、委員會の經理の上に
おいても、或いは組合の会社が自分の
プロパーの会社に非常に良い物を安く
処分するといふようなこと、乃至は
いろいろな經理上妥當を欠いておるとい
うようなものが、少くないように見受
けられたのであります。かような終戦
後の最も大切な物の一つである兵器の
処分といふものは、最も公正を期すべ
きものでありますので、分つた物が
ら賣るか、或いは処分に要する経費
は別途に予算で積算し、出て来たところ
の鋼材、資材は買拂つて國の歳入に
充てるといふ一つの行き方で正式に行
かせるべきものであつたといふふうに
考へられるのであります。そういうし
まして、只今申しましたように、兵器
處理委員會の内容につきまして直接で
はありますが、暫見したところによ
つても、いろいろ批難すべき点がある
ように思はれるのであります。拂下げ
契約は只今申しましたように數量は分
らない、金額は分らない、とにかくそ
のこと、地方にある兵器を、この委

員會に拂下げろといふ漠たる契約であ
りまして、而もこの兵器處理委員會の
定款などを見ますと、本組合の收支
決算において損失を生じたときには政
府において適當なる措置を講ずるとい
ふようなことも掲げておるような次第
であります、止むを得なかつた事情
は万々了承できるものであります、が
やはり措置當を得なかつた拂下げでは
なからうかといふふうに考へておるの
でございまして、
尚放出物件の處理でございまして
が、放出物件も無論有償拂下げとい
うことが原則になつておるのでありま
すが、各都道府縣でこれを取扱つて管
理し、或いは拂下げその他の処分を國
に代つてするといふ上におきまして
は、直接若しくは間接の経費が相當に
府縣で要するのであります、それらの
ものをどういふふうに見て行くかとい
うことが一つの問題であるのでありま
す。あるのであります、終戦後の
あつた事情でありますので、一應
確たる標準ではないのであります、一應
が、大体最高五百万円から最低三十万
円という間接費を見る。その他直接に
要つた経費は見えてやるといふので、大
体只今まで両方合算すると一億円ぐら
いがこれに要しておるのであります
が、それらの経費を放出物件の買拂い
の代價から差引いてもよろしいとい
ふに取扱われておるのであります、
が、これも正式に申しますならば、
直接費とか間接費に相當するものは、
國の予算に立てまして支拂をし、而
して買拂いによつて得ましたところの收
入は、國庫の收入に全額充てるとい
うのが建前であつたのであります、
尙この際申上げて置きますが、昨

日簡單に申しておいたのであります
が、艦艇の解撤といふのが、特殊物件
の……まあ大きな意味でいへば特殊物
件の一つと申していいのであります
が、海軍の軍艦が廢艦になりました、
これを解体するといふ作業でございま
す、四月以降、地方別に或いは播磨造船
とか飯野海運とかいろいろの指定
指定いたしました、各鎮守府或は要港
部にあります軍艦の解撤作業の契約
をいたしたのでございまして、これ
等も數量とか價格といふものは一向に
確定はいたしてない、ただ軍艦の數だ
けは決まつておるのであります、
さういふ拂下げ契約をしまして、そ
うしてこれら軍艦の解撤或は解体によ
りまして出て来るものの資材はその拂
受けたる造船所なりがその外の商船を
修理いたしておるのであります、
その面にも場合によれば使い、それを
処分しておるといふような状況もある
のであります、兵器の處理と同じ意
味におきまして、最も公明を期すべき
ものであります、故に、艦艇の解撤
につきましては、やはり同じように解
撤に要する経費は、國會の同意を得ま
したる予算で經理をし、それによつて
出ましたところの資材は、買拂いによ
りまして、國の歳入にするといふふう
な、公明正確なる取扱をなすべきが至
當であつたように考へる次第でありま
す。一應説明を終ります。

○竹中七郎君 この兵器處理委員會と
いふものは現在存在しておるんです
か。會計検査院はその兵器處理委員會
を審査する権能がないのであります
が、國會はこれに対してどういふ権限

がありますかということをお伺いしたいのであります。

次に特殊物件の問題を通じて、私が考えますところにおきましては、非常に安い以下のもので拂下げられる、この兵器問題その外の艦艇、被服の問題においても同様であります。これを通過いたしますと、私は現在のいわゆる新興成金というものは、こういうところから出て来るんじゃないか、かように考えた者でありまして、國民もひとしくさように考えておられる人が沢山あるのであります。又その外、御料林の拂下げに對しまして問題がある、こういうことであります。すると、大蔵省といまして、現在非常に予算が少い、併しそういうものを対象にして所得或は財産税を取つたというふうなことも聞いておりますけれども、こういう面を本当に突込んでお調べになつて、そうして税金をお取りになつておるかどうかということは大蔵当局の方へお伺いしたいのであります。この問題に對しましては、なかなかおぼつかない問題でございますので、保留されて、後でもよろしいのでございませう。

○説明員(堀田俊雄君) 兵器処理委員会の問題でございますが、只今会計検査院の事務局長から御指摘になりましたやうな欠陥はあらうかと考へるのでございます。その点は、私共この事務をやつておる者といつたしまして、或いは当初そういう点をもつと研究いたさねばならんやないかというところも考へるのでございますが、當時としては、そうやるのが一番良い方法であらうかというふうに考へまして処置いたしました問題であります。

す。只今御質問になりました兵器処理委員会は今どうやつておるかという問題でございます。これは私が昨年の秋以來ずっと關係しておる問題でございますので、少し長くなるかと存じますが御説明さして頂きたいと思ひます。

兵器処理委員会の仕事をいつ終るかという問題でございます。これは兵器処理委員会は、当初國會をしましたしましても、政府としましても、委員会といひな、政府補償という問題が出やしないかといふことを常に恐れておつたのであります。幸いにいたしまして二十一年の八月、二十二年三月の決算におきましては帳簿上黒字を示しまして、二十一年の三月では二億一千万円の黒字を示しました。これで國家に納金も相當でございませうかといふことを期待しておつたのでございますが、その後スクラップ價格が御承知の通り熔鉱炉のありますところになりまして、トン当り鉄鋼で一千百円になりましてこれはその後運賃等の値上りから見ますと、どうしても算盤の合わない價格でございまして、このために逐次損失の傾向に變つて参りました。一方兵器処理の對象であります廢兵器類も段々と数量も減つて参りました。若しも兵器処理委員会の態勢のままで参りますれば、人件費も余計掛りますし、國家に對しての補償という問題も出て参りまして困る問題になると思ひますので、昨年の夏頃から關係者の者が寄り寄り集まりまして、兵器処理委員会を解散しまして、この業務を産業復興公團に計上して賣うという問題について打合せをして参つたのであります。第

一回の引継の時期といたしましては九月三十日といふことを予定しまして、兵器処理委員会としては九月三十日に一應清算の段階に入るといふことを決ましまして、属つておりました職員を全部一應罷免させまして、そうして必要な人員だけを改めて採用するという形によりまして、事務の組織を簡易にし、費用の掛らんようにいたしましたことである。政府の考へていたしましては、直ぐにでも産業復興公團に引継いで貰うつもりでおつたのでございますが、何分先程申しましたスクラップの公定價格では、なかなか算盤も合ひかねるというので、産業復興公團の方も直ぐには應じて貰えない。又産業復興公團の關係につきましては、關係筋の了解を得なければならぬ問題もございませうので、いろいろ手筈を決めて、本年の五月三十日を以て兵器処理委員会は解散してもよろしいという指示を得たのでございます。それで兵器処理委員会は五月三十日現在を以て解散をいたしまして、その後の兵器処理業務は産業復興公團でやつて参るといふことにいたして参りました。一方兵器処理委員会が現在保有しておりますスクラップは兵器処理委員会が現在……、現在は二月末日現在で持つておりますスクラップの量は、四十四万トンといふことに相成つております。この四十四万トンは産業復興公團の方でお調べになりましたのは、若干それより多いようであります。これは兵器処理委員会ではできるだけ過大見積りをしないようにといふことで、四十四万トンという数字になつておつたのであります。この四十四万トンは直接兵器処理委員会から産業復興公團に引継いだものであつては、途中で何か間違ひがあつてはいけないという御注意があつたものでございませうから、これは一度政府に返還せしめまして、政府がこれを産業復興公團に拂下げるというふうな手続を進めたいと思つております。只今その手続を進めておるところでございます。

○委員長(下條康實君) 特殊物件の問題はいろいろ問題が包蔵されておるから、又事項も多岐に亘つておりますから、一應この程度にして、最後にこれをやり直した方がよい、これだけ別箇の問題として取出して、十分審議した方がよいと思ひますので、一應この程度に止めて置まして、大蔵省關係の特別會計の説明をお願いしたいと思います。大蔵省關係の特別會計はいろいろあります。造幣局、印刷局、專賣局だけにこの際いたしまして、取敢えず三局の特別會計を審議いたします。先ず造幣局からお願ひいたします……、ちよつと速記を止めて……。

(速記中止)

○委員長(下條康實君) 速記を始め、專賣局の關係の特別會計につきまして御説明をお願いいたします。

○説明員(松尾健次君) 專賣局特別會計におきまして、一般的のことはこの際省略して頂きます。特に検査院から御指摘されました問題につきましては、政府側としましての一應の弁解を御説明したいと思ひます。先ず予算の目的外に經費を使用したものでございませうが、この点につきまして検査院の御批難を受けたのであります。が、職員が宿舎用として土地及び建物の購入費二百八十六万八千円を一般會

計で支弁しないで、專賣局作業會計で支弁したものを、予算の目的外に經費を使用したものと、このことであります。が、旧作業會計法は固定資本の新設又は増設は一般會計の支弁とし、その維持補修は特別會計の歳入で支弁する建前となつております。且つそれ自体は設備能力の増大を來すものではなく、單に附屬設備に過ぎませぬので、維持補修の範圍に属するものと認めまして、作業支弁としたのであります。こゝに於いては、專賣局といひな、そういう見解を持つてゐる次第であります。次に不當と御批難を受けた事項の点につきましては、全部これは自給製塩の補助金交付に關する問題でございます。これに對しましては検査院からいろいろ御指摘を受けたのであります。が、これについても政府の方の考へを申上げて一十分なる御了解なり御同情も仰ぎたい、こゝに於いて考へておるわけでありませう。特にこの各項目について御説明を申上げます前に、自給製塩設備に對しまする全体の問題として一つ御了解をお願いしたい、こゝに於いて考へておるのであります。検査院におきまして突地検査の結果、補助金の補助條件に適合しないものに関する補助金を交付したとか、或いは設備費の査定を當を得ないものであるとかいふ御批難を蒙りまして、ここに掲げてあるものであります。が、実は會計検査院のお立場から厳正に検査をおやりになされますれば、或いは專賣局の査定が若干裁量の程度が少し廣かつた、こゝに於いては結論も或いは無理もないことであらうかと、その當時を推測いたします。

計で支弁しないで、專賣局作業會計で支弁したものを、予算の目的外に經費を使用したものと、このことであります。が、旧作業會計法は固定資本の新設又は増設は一般會計の支弁とし、その維持補修は特別會計の歳入で支弁する建前となつております。且つそれ自体は設備能力の増大を來すものではなく、單に附屬設備に過ぎませぬので、維持補修の範圍に属するものと認めまして、作業支弁としたのであります。こゝに於いては、專賣局といひな、そういう見解を持つてゐる次第であります。次に不當と御批難を受けた事項の点につきましては、全部これは自給製塩の補助金交付に關する問題でございます。これに對しましては検査院からいろいろ御指摘を受けたのであります。が、これについても政府の方の考へを申上げて一十分なる御了解なり御同情も仰ぎたい、こゝに於いて考へておるわけでありませう。特にこの各項目について御説明を申上げます前に、自給製塩設備に對しまする全体の問題として一つ御了解をお願いしたい、こゝに於いて考へておるのであります。検査院におきまして突地検査の結果、補助金の補助條件に適合しないものに関する補助金を交付したとか、或いは設備費の査定を當を得ないものであるとかいふ御批難を蒙りまして、ここに掲げてあるものであります。が、実は會計検査院のお立場から厳正に検査をおやりになされますれば、或いは專賣局の査定が若干裁量の程度が少し廣かつた、こゝに於いては結論も或いは無理もないことであらうかと、その當時を推測いたします。

良い方法であらうかというふうな考え
まして処置いたしました問題であります
團に計上して貰うという問題について
打合せをして参つたのであります。第
が、この四十四万トンも直接兵器処理
委員会から産業復興公園に引継いだも
が、職員の宿舎用として土地及び建物
の購入費二百八十六万八千円を一般会
結論も或いは無理もないことであらう
かとも、その当時を推測いたしますと

認められるのであります。併しながら
事實当局の立場からいたしますと、自
給製塩制度を創設いたしました。その
後國民一般に補助金交付の公約をいた
しまして、どしどし作れ、これに對し
ましては十分なる補助金をやる、そう
いうふうな宣傳をいたしまして、極力
これを援助して設備を完成させた経緯
でございます。塩田と製塩設備の特
質、特に塩田はなか／＼熟成いたしま
せんので、そういったような特質等を
考慮に入れますと、どうしても實際行
政的の考慮を拂う必要が出て参りまし
て、厳正一点張りといったような査定
もいたしかねた点も多少あつたかと思
われましたが、一應完成いたしましたし
て、設備がでるものと思われるもの
は、補助金を交付いたしましたような状態
でありまして、その際いたしましたし
ては事情止むを得ないものである、こ
ういうふうな考えられるのであります。
自給製塩制度は実は今次の戦争の末期
に外國塩の輸入が杜絶いたしました、
塩生産の最悪事態に備へまして塩の自
給自足を図る目的を以て創設いたした
のであります。政府がいろいろの委
員会を作りまして、大分疾呼して國民
に呼び掛けましてその協力を要請しま
して、設備の施工者に対してはすべて
補助金を、而も高額の補助金を交付す
るといったようなことを公約いたしま
して、その急速な実現を推進したのも
であります。然るにその後司令部の好
意によりまして外國塩の輸入の途が開
かれました、塩の需給事情に変化を來
しましたので、新事態に對應いたしま
して昭和二十一年九月補助金の交付に
つき、設備の完成時期、或いは生産能
力等に関しまして一定の條件を設け、

その適格者に対してのみ補助金を交付
するということに方針を変更するの止
むなき状態に立至つたやうなわけであ
ります。そうして右の方針変更により
まして施工途上のものにつきまして
は、設計の変更を必要とするもの、或
いは工事の繰上げ短縮を必要とするも
の等、隨所に繰出したしまして、多大
の混乱をその結果生じたのであります
が、それに加へまして、当時建設資材
の不足と物價、勞銀が非常に上りまし
て、當業者の苦難は實際同情するに値
するものが非常にあつたのでありま
す。それにも拘わらず各業者の方々
は、塩が非常に重要であるということ
を認識されまして、補助金に關しま
す政府の公約、委員会の補助金を交付
するといったやうなことに對します
公約を確信いたしまして、あらゆる障
碍と困難とを克服して突貫工事をいた
しまして、指定の期日までに遂行し
た、こゝういったやうな事情があつた
のであります。ところが物價、勞銀が予
想外に急騰いたしましたために、實際
の設備費が著しく嵩みまして、当初は
設備費に對しまして八割程度の補助金
を交付するといったことを公約してお
つたのであります。ところが、實際は予算の關
係上、五割五分七厘でございまして、た
か、五割五分余に過ぎないやうな補助
金しか出せなかつた。従つてこの公約
を履行し得なかつたというやうな状態
になりました。政府が公約いたしまし
たことに對して信頼を裏切つたとい
ふやうな結果になりました、この点につ
きましては政府当局としましては國民
の方々に對しまして非常に遺憾に存じ
ておるやうなわけでございます。而し
て設備が完成いたしましたし本格的操業

に入るといつたやうなときになりました
と、製塩事業の本当の生死……命を握
るといつても差支ないと思ひますが、
塩を作りまして石炭と電力の供給が非常
に圧縮されまして、殆んど言うに足り
ない量しか配當を受けなかつた、こゝ
ういつた状態に立至りましたために、新
規製塩者特に補助金を受けまして新た
に製塩者になつた者に対しては、予期
特に配當が殆んど絶無であつて、予期
の生産を挙げ得なかつた。従つて事業
は本當に死ぬか生きるかといった状態
になりました。この塩田その他の設備
と申しますのは、本來から申します
と設備しながら而も熟成を圖つて行
くといつたやうなことが、実はこの製
塩事業の本体であるのであります。こ
ういつた塩田の熟成化の実現に、こゝ
ういつたやうな石炭なり、電力の配當が殆
んど皆無でありましたので、その設備
ができません。従つてその熟成ができな
いといつたことに相成りまして、検査
院の御批准を頂いたといつたやうなこ
とになつたわけでありまして、こゝうい
つた状況でありましたので、我々の方
といたしましては冒頭に申し上げました通
り厳正一点張りといつたやうなことも
いたしかねたやうな事情もございまし
て、以下簡単に御説明を申し上げます
と思ひますが、各項の点につきまして、
こゝういつた御批准を受けるやうな状況
が生じたわけでありまして、それでその
事項につきまして、先ず第一に指定期
日までに完成しないものに補助金を交
付したものの、このやうな御批准を受け
たものがありまして、その中で第一番
目に掲げてございまして飛鳥製塩株式會
社の分でありまして、飛鳥製塩株式會
社の塩田が検査院の現地検査をおやり下

さいました当時の状況からいたしまし
て、指定期日までに完成したものとは
認められないといふやうな御批准であ
りますが、當局といたしましては實際
調査の當時の判断では、完成時期のと
きの判断では、塩田としてでき上つた
ものであります。その後、製塩用
炭の配給がないために塩田作業を行
うことができなかったために、雜草が繁
茂するといつた状態に塩田が荒れまし
て、漏水が非常にひどくなつたもので
あります。塩田築造の特殊性と申し
ます。塩田はなか／＼熟成を要しま
す。なか／＼のやうな特殊な性質に
なればならぬといふやうな特殊性に
鑑みまして、事情止むを得なかつたの
じやないだらうか、かやうに我々は考
えるやうなわけでありまして、それから
その次にございまして日塩興業株式會
社の德島製塩所の塩田につきまして、
今御説明いたしました飛鳥製塩株式會
社と同様の御批准を頂いたのでありま
すが、やはりこれも同じやうに塩田が
築造をいたしました途上におきまして
は、実は相當の漏水が免れないもので
ありまして、その後、完成いたしました
と、その後、配當がなく、予期のごと
く塩田の製塩作業ができないうやうな
ために、現地検査の御施行のときに特
に又漏水がひどかつた、こゝういふやうな
状態に相成つておつたわけでありま
す。次にございまして小規模のものに
補助金を交付したもののやうなもので
ございまして、これは検査院の現地検
査を御施行になりました當時は、ちよ
つと電力事情が悪いのでございまし
て、工場稼働率が五十％程度でありま

したので、年産能力六十トンというや
うな計算に相成つたことであらうと存
じます。その点誠に御尤もと存す
るのであります。當局の完成をすべ
き時期に調査いたしました判定では百
トンの生産能力があるものと認定いた
したものであります。これがちよつ
と計算上食い違ひができておるのであ
りますが、その当時の状況と御検査の
當時の状況とが実は大分電力事情が違
つておりますので、或いはこゝうい
ふやうな食い違ひができたのではないだ
らうか、こゝうなつておるやうなわけ
であります。それから最後の項目とい
まして、設備費の査定を得ないも
の、こゝういつたものであります。そ
の中にいろいろありまして、その中に
おきましては、検査院の御指摘になり
ましたことは誠に御尤もの点も多々
ございまして、それにつきましては、檢
査院の御指摘通りその補助金に相當
いたしまする金額を減額いたしまして返
還させる、こゝういつたやうな処置を講
じておるわけでありまして、ただ、や
はりその当時の状況といたしましては、
そゝういつたやうな状況もございま
す。その点について少しばかり触れさ
して頂きたいと存じます。第一の日本
塩業株式會社の分でございまして、
高周波の点でございまして、この点につ
きましては、検査院の御指摘の通りで
ございまして、補助金は返還をさせる
といふやうにいたしましたと思つており
ます。その次のやはり同じ高周波の分
でございまして、Bの分につきまして
は、実は検査院の方で御指摘になるこ
とは誠に御尤もであります。我々と
いたしましては、どうせやはりこの種
の排水工事がやはり必要だから、結局

どの途端であらうというので補助金を減額した、こういつたような実情でございます。C及びD、Eにつきましましては、検査院の御指摘通り減額削減いたしまして、補助金を減額せざるというようにしております。最後に妙高でございますが、四でございますが、妙高企業株式会社と書いてございまして、この点につきましても、大体検査院の御指摘通り金額を減額いたしまして返還させる、こういうような処置をいたしたいと存じておるわけでございまして、ただ一、二少し違ひまする点を御説明いたしたい、こう思つております。その中の一の問題でございまして、これは政府の方の説明書の方におきましては、國有財産の方の拂下げは確實である、こういつたような見通しからいたしまして、補助の対象としておつたのでありますが、実はその後又我々の方で現地当局の方という、折衝いたしましたし、又確認をいたしたものであります。現地当局の方というしましては、拂下げの意思がない、こういつたような何か確定したといつたように聞いておりますので、若し現地当局の方にございまして、拂下げをしないというふうになりますと、これは明かに補助の対象とすべきものではないと思ひますので、検査院の御指摘の通り、それに相当します金額に対する補助金は、私は、やはり減額して返還せしめるといつたような取扱をいたしたいと存じております。この点政府当局の方から提出いたしました説明書と、ちよつと違つておりますので、さう御了承願ひたいと思ひます。それから西戸崎工場の点につきまして、この点につきましても、大体検査院の御指摘通

り、それ、減額したいと思ひます。西戸崎工場及び指宿工場であるが、ただ最後の指宿工場におきましては、海水を入れます、これを蒸発させる。いわゆる蒸発池であります。この点につきましましては、指宿方面の氣象から地勢、さういつたようなことを考へますと、やはり製塩上塩田の補助設備をいたしまして、蒸発池を設けるといふことは極めて有効である。さういふように我々特に技術員がさういふふうにより認定いたします。さういつたような考へに基づきまして、やはりそれが非常に下るし、これは、やはり補助金の対象とすべきである。さういふふうに考へまして、補助金の対象としたような次第でございまして、検査院の御指摘になりましたことにつきましましては、誠に御尤もであります。冒頭に御説明いたしましたように、その當時といたしましては、事情非常に止むを得なかつた、さういふようなこともございまして、どうかその点十分御同情頂きまして、御判定をお願いするよう、特にお願いして置く次第であります。

○金計検査院事務局長（東谷傳次郎君）
只今政府委員から、御説明があつたのであります。その前に、専賣局外三現業の造幣局及び印刷局につきまして、簡単に検査の結果に就いて見たいと思ひます。

造幣局の關係におきましては、歳入で一件、歳出で一件の批難事項があるものであります。歳入におきましては、造幣局で、日本金属株式会社に、錫の地金を四百四十トン、三分の一

の値段で、非常に安く賣つておられるというので、これを指摘したのであります。これは、検査院の通り、よくないというので、是正されておりますので、説明はその通りいたしてございと思ひます。尙この八十四頁にございまして、年度区分を乱したり或いは予算の目的外に使用したというものが、官舎の設備について批難いたしておるのであります。この官舎は、年度内にできてないのに、できていように整理されたので、その意味において、年度区分を紊り、而もその予算の目的外でありまして、大要工合の悪いことだと思つております。これは当局におかれましては、悪かつたというので、責任者の処分もいたしておられるようなわけでありまして、

次に、印刷局の特別会計でございまして、これは、歳出において一件、批難事項があるものであります。印刷局の西大寺工場で、二車拂をしたといふことの指摘であります。これは、その後は正されておるような次第であります。

次に、専賣局の關係に移りたいと思ひます。補助金の問題が主として取上げられておるのであります。その前に、八十六頁に掲げてあります。予算の目的外に経費を使用して、専賣局で職員を宿舎を、東京都であるとか、或いは千葉市に買つておられるといふ次第であります。経費は、二百八十六千円を投じておられるのであります。が、専賣局の御意見では、只今仰せのよう、専賣局の能力が拡張したのではなくて、單純なる附属設備であるから、いいんだというふうな御説明に相成るのであります。作業會計法は、さういふ法律は規定されていないのであります。固定資本の維持及び補修だけが、この特別会計において負担することが許されておるのであります。而して本件は、すべてこれ固定資本の維持でもなければ、補修でもないものであります。新たに加わるものであります。これは、正々堂々と、一般會計において、予算を要求し、國會の議決を経て、その議決に基づいて実行されるべきものであると存するのであります。官舎の問題は、只今申しました、造幣局にもあるものであります。非常に宿舎が必要といふことで、切実な問題ではありましようけれども、切實な問題では切実なる程、予算にこれを明確にいたしまして、実行するといふことが、最も好ましいことであると存するのであります。官舎、宿舎につきましては、各官廳において、さういふ設備しておられるのであります。すべて予算外のものにございまして、會計検査院が本年は特に取上げて問題にしておるのであります。それは、設備をすること自体が悪いとか善いとかいふことの批判の前に、さういふものは予算に計上して國會の協賛を経て然る後にしなければならぬ。さういふ意見であるのであります。

次に補助の点でございまして、大分補助費といふものは少なくなつたのであります。けれども金額的には非常に多くなつておりました。二十一年度では一般、特別兩會計を通じて二百四十億といふ補助金が出ておるのであります。仔細に検査をいたして参りますと、この検査報告の所々に点見されるのであります。或るものは補助條件に適合しないものがあるとか、或いは非常に沢山補助をやり過ぎておるといふような事柄が、事実が伏在いたしておるのであります。専賣局におかれましては補助が一筆大きなものは、自給製塩というものがあるものであります。只今自給製塩のことにつきましては政府当局から御説明があつたのでござい。ます。この自給製塩は塩の事情が悪化したため、昭和二十年頃から、自給製塩の設備をした者に対しては、補助金の交付をやるということに相成りましたのであります。が、小規模であるとか、或いは能率の低いものが、激増するといふのに鑑みられまして、二十一年の四月からは一定の規模で高能率のものだけを承認するということになりました。その後更に二十一年の九月でございましたかに方針を定められました。一應補助金の交付といふものは打切る。その際に二十一年の九月に大体工事を完成しておるか、若しくは工事中であるものだけで、而も超えて二十二年の二月六日でありまして、二月六日までには全部完成いたしまして、而も塩の製造を開始しておる設備、さういふ條件が付いたのであります。完成して製造する二月六日まで、もう一つの條件は、塩の年産能力が百トン以下では補助をしない、さういふふうな決定をされました。その補助率は只今も御説明のありましたように、当初は八割を補助するといふことであつたのであります。が、その後予算の關係を以ちまして、五割五分余りというように減額されたやうな次第であります。この補助の自給製塩に対す

ということに減額されたような次第であります。この補助の自給装置に対する

ていない。又使用ができないのであります。これらの点から見ても、これは形はできておつても、やはり二月六日においては製造を開始し得るものでは全然なかつたということが言えるのであります。のみならず鹹水槽というものが、普通鹹水槽というのがありますが、それらは下の方がコンクリートであつて、上の方は鉄筋がそのまま組いておるといふうであつて、これらのも飛島塩業と同じようにできておるといふことは、行過ぎではないかといふうに考えられるのであります。

次に「小規模のもの」これは南山製塩、これは別府市亀川町にあるのであります。が、只今の御説明には、突地検査に行つたときは電氣が足らなかつたのだらうといふのでありますが、そのではないのであります。電氣ではいい、これは温泉の熱度が低い、ここに使つておる温泉の熱度が八十度くらい、この温泉であります。この設備で百トンであれば百トンはあるのであります。が、八十度くらいでは、とても出かゝらない、丁度六十トンくらいしか出ないといふことになつておるのであります。詳しく説明すれば幾らもございませうが、こゝいうわけで、これは結局ポンプを増設しなくちやならんといふのでありますから、その時の状態から見れば、百トン以下であるといふことは最も明かに立証ができるのであります。

それからもう一つ、南山製塩においては、これは専賣局ではないのであります。が、会計検査院は政府の会計に対して批判できるやうであります。ら申上げるのであります。が、八十九の所に南山製塩のことを書いておる。

111

○委員長(下條康雪君) それじや本日はこの程度に止めて置きまして、散会いたします。

委員長	下條
理事	康鷹君

委員
太田 敏兄君
西山 龜七君
山下 義信君

伊達源一郎君
千田正君

ついで申しておるのであります。これは只今御説明がありまして、Aとか、C、Eというものは会計検査院と所見を同じくしておられるのであります。Bについては、まあ見解が違いますが、

政府委員
総理事務官
（建築院官房長）
兼会計課長

小川 友三君
西田 天香君
澁江 操一君

大藏事務官 專賣局長 腦部部長	會計檢査院 事務總長	說明員	總理廳事務官 建設廳事務官 總務課長兼特 殊物件課長	大藏事務官 大藏省主稅局 監理第一課長	大藏事務官 大藏省官房 會計課長
松尾 俊次君	東谷傳次郎君		植田 俊雄君	忠 佐市君	大槻 義公君

政府委員
總理廳事務官
建設院官房長
會計課長
澁江 操一君